施設基準のご案内

当院は、厚生労働大臣が定める基準による保険医療機関です。
その基準に従い、下記の通りとなっております。
また、そのために患者様のご負担による付き添い看護は認められておりません。

１．　精神療養病棟　「西棟１階」　　４０床
　１－１病棟では、１日に９人以上の看護要員が勤務しています。
　なお、時間帯毎の配置は以下の通りです。
　　○朝９時～夕方１７時まで、看護要員１人当たりの受け持ち数は６人以内です。
　　○夕方１７時～朝９時まで、看護要員１人当たりの受け持ち数は１６人以内です。

２．　精神療養病棟　「西棟２階」　　５６床
　１－２病棟では１日に１１人以上の看護要員が勤務しています。
　　○朝９時～夕方１７時まで、看護要員１人当たりの受け持ち数は７人以内です。
　　○夕方１７時～朝９時まで、看護要員１人当たりの受け持ち数は２４人以内です。

３．　精神療養病棟　「東棟」　　４０床
　第２病棟では、１日に８人以上の看護要因が勤務しています。
　　○朝９時～夕方１７時まで、看護要因１人当たりの受け持ち数は９人以内です。
　　○夕方１７時～朝９時まで、看護要因１人当たりの受け持ち数は１８人以内です。

４．　入院時食事療養に係る基準について
　　管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。

施設基準届出一覧

施設基準	受理番号	算定開始
精神療養病棟入院料	（精療）第２６号	Ｈ２８．１０．１
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	（精救急受入）第１４号	Ｈ２４．　４．１
精神科慢性身体合併症管理加算	（精慢合併）第１１号	Ｒ　８．　８．１
入院時食事療養／生活療養（Ｉ）	（食）第２２１号	Ｓ６０．　７．１
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準	（入減免）第１０３号	Ｒ　８．　６．１
CT 撮影及び MRI 撮影	（C・M）第１９３号	Ｈ２４．１２．１
精神科作業療法	（精）第２８号	Ｈ２６．１１．１
精神科ショート・ケア「小規模なもの」	（ショ小）第１４号	Ｈ２６．　１．１
精神科デイ・ケア「小規模なもの」	（デ小）大２１号	Ｈ２６．　１．１
電子的診療情報連携体制整備加算３	（外医ＤＸ３）第１８２号	Ｒ　８．　６．１
外来・在宅ベースアップ評価料（Ｉ）の注５	（外在ベＩ注）第３９０号	Ｒ　８．　６．１
入院ベースアップ評価料（４５）	（入ベ４５）第４号	Ｒ　８．　６．１
酸素の購入価格の届出	（酸単）第９６３５号	Ｒ　８．　４．１

冨田病院　病院長